

さいたま市社会福祉事業団 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をすることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

2 内 容

<目 標> 既に整備されている育児・介護休暇に関する諸制度について、手引きを作成し、その内容や手続きについて全職員に周知する。

対 策 平成27年 4月～ 育児・介護休暇に関する手引きの作成
平成29年10月～ 職員への手引きの配付・周知
平成30年 4月～ 手引きの見直し